

三宅村では、島内で受診・治療を受けることができない以下の対象者に対し、通院費の一部助成をおこなっています。

対象者の概要

【がん対策推進事業】

精密検査の受診またはがん治療

【難病等島外通院支援事業】

指定難病等の医療券による受診や発達検査、不妊治療等による受診

がん対策推進事業、難病等島外通院支援事業の助成内容が変わります。

両事業に共通する変更項目

	R6.3.31までの受診分		R6.4.1以降の受診分
交通費	上限12,000円／回	➡	上限19,520円／回
宿泊費	上限 5,000円／回	➡	上限 6,100円／回
申請期間	受診日から6か月以内	➡	受診日から1年以内

がん対策推進事業に関する変更項目

●「精密検査の受診」の項目

「医療機関でがんの疑いと診断され、島外の医療機関で精密検査を受けた者」

を追加

※がんの疑いがあることが記載された診断書等の提出が必須

(別途診断書にかかる文書料等がかかる場合があります)

●「がん治療」の申請回数

3回／年度 を **4回**／年度 に変更

申請方法等

【申請先】

三宅村役場 福祉健康課 健康係

【申請に必要な書類】

受診目的により異なります。詳しくは、福祉健康課 健康係(5-0911)へお問い合わせください。

【注意事項】

この助成内容は、令和6年4月1日以降の受診分から適用となります。令和6年3月31日までの受診分については、助成内容が異なります。ご注意ください。